

耕作放棄地再生利用対策の概要

平成 2 4 年 4 月

農林水産省

耕作放棄地対策の枠組み

再生・利用に係る課題

- 耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、**引き受け手をどうするか、作物をどうするか、土地条件はどうか**についてきめ細かな対応が重要

「改正農地法」等による農地の有効利用の促進

農地の権利を有する者の責務の明確化

- 農地の権利を有する者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する(第2条の2)

耕作放棄地対策の強化

- 全ての耕作放棄地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みに(第32条～第35条)
- 農業委員会による毎年1回の農地利用状況調査・所有者に対する利用に向けた指導(第30条～第31条)
- 所有者不明の耕作放棄地は、補償金を供託し利用を図る(第43条)

農地を利用する者の確保・拡大

- 農地貸借の規制緩和(多様な主体が参入可能)(第3条第3項)
- 農業生産法人への出資制限緩和(農商工連携事業者等)(第2条第3項第2号)
- 農業協同組合による農業経営(農協法第11条の31)

農地の面的集積の促進(農地利用集積円滑化事業)

- 公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付等を行う仕組み(基盤法第4条第3項)

耕作放棄地の再生利用に対する支援(24年度)

耕作放棄地再生利用対策

① 再生利用活動

- ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援
 - ・定額支援【5万円/10a】
 - ・重機を用いて行う等の場合【1/2等】
 - ・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
 - ・営農定着【2.5万円/10a】
- イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】



② 施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 再生利用活動附帯事業

- 基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

- ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とする。

戸別所得補償制度の導入による農業者の経営安定

- 農業者戸別所得補償制度の本格実施

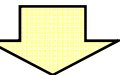
平成24年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

○ 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

現状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下

504万ha (95年) → 469万ha (05年) → 459万ha (10年)
97.7% → 93.4% → 92.1% (09年)



課題

- 食料自給率向上のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・ 荒廃した土地はそのままでは利用困難
 - ・ 病虫害の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・ 廃棄物の不法投棄 等



○耕作放棄地再生利用交付金

① 再生利用活動

ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援

・定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1/2等】

・土づくり(2年目:必要な場合のみ)【2.5万円/10a】

イ 営農定着※【2.5万円/10a】※「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外

ウ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売等【定額】

② 施設等補完整備

・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】

・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 再生利用活動附帯事業

基金管理事務に加え、農地利用調整等の再生利用に附帯する諸活動を対象として支援【定額】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外における取組についても支援対象とします。



荒廃農地



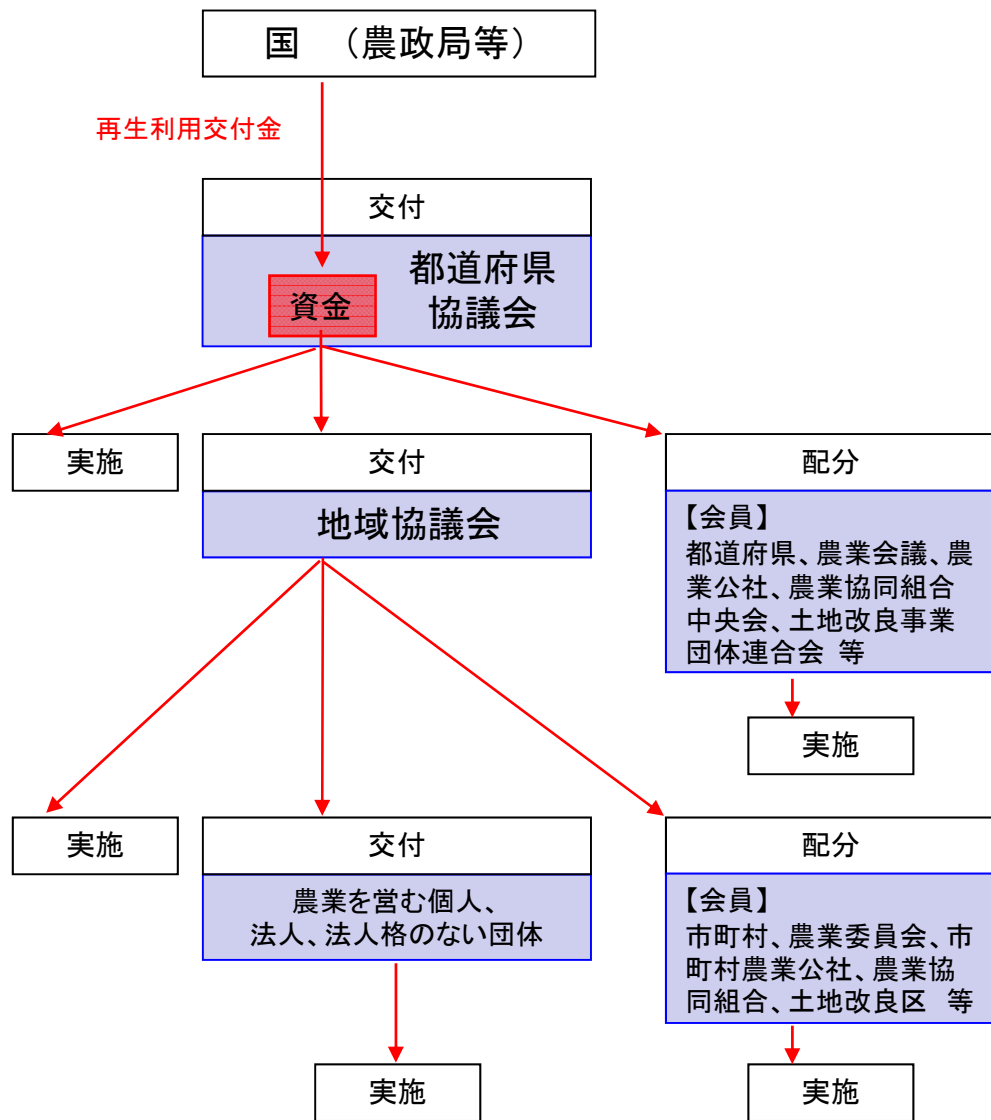
再生作業



営農定着

耕作放棄地再生利用緊急対策の実施体制

支援の流れ



取組主体

都道府県協議会

1. 都道府県協議会
2. 都道府県協議会の会員
都道府県、農業会議、農業公社、農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会 等

地域協議会

1. 地域協議会
2. 地域協議会の会員
市町村、農業委員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区 等

農業を営む個人

法人

農業生産法人、農事組合法人、特定農業法人、農業参入法人、NPO法人、地方公共団体又は農協が主たる構成員又は出資者となっている法人

法人格のない団体

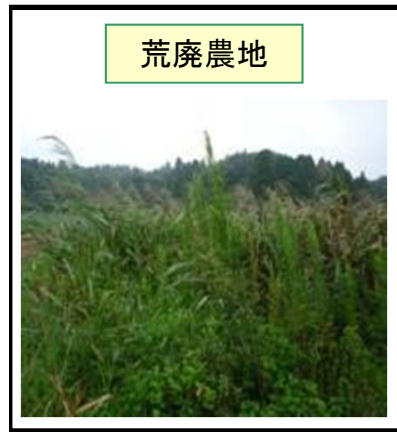
特定農業団体、農用地利用改善団体、集落営農組織、農地・水保全管理支払交付金の集落（活動組織）、中山間地域等直接支払制度の協定集落 等

荒れている農地をいきかえらせる取組を支援します。

取組主体

- 引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人等)
 - ※H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者も対象。
- 地域協議会又は会員(市町村、農業委員会、農業公社、農業協同組合、土地改良区等)
- その他(農地・水保全管理支払交付金の活動組織、中山間地域等直接支払の協定集落等)

※H23年度と同じ



障害物除去・深耕・整地等

土づくり※1

＜障害物除去等実施年度＞ 5万円/10a

◆チェックリスト方式の簡素な実績報告

再生作業

障害物除去・深耕・整地等

土づくり※1

＜障害物除去等実施年度＞ 補助率1/2以内等

◆総費用の積み上げによる精算

※「障害物除去等+土づくり」の経費が10万円/10aを超える場合

土づくり※1

＜翌年度に必要な場合＞ 2.5万円/10a

作物の作付け ※2

※1 「土づくり」は、肥料、有機質材の投入、緑肥作物の栽培等

※2 「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外

実証ほ場の設置・運営、加工品試作、試験販売も支援します。

実証ほ場の設置・運営 【定額】

※H23年度と同じ



再生作業(刈払、抜根、耕起、整地 等)

作付け・展示・PR

※原則として、1市町村当たり1箇所とするが、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の実現に資する取組みに限り、1市町村当たり2箇所まで実証ほ場の設置・運営を支援

※年度毎に、収穫物の販売により収益が生じた場合は、この収益相当分を助成額を上限として基金へ返納すること

加工品試作 【定額】

※H23年度と同じ



※加工品試作に係る賃金、材料費又は委託料等を支援

※加工品試作・試験販売等で収益が生じた場合は、この販売収益相当分を助成額を上限として基金へ返納すること

試験販売 【定額】

※H23年度と同じ



※試験販売に係る賃金等を支援

再生農地での営農に必要な農業用機械の導入・施設の整備を支援します。

農業用機械の導入 補助率 1 / 2 以内等

※H23年度と同じ

- ・農業用機械の購入 …… 地域協議会にて購入し、農業者等へ管理委託又は貸与して使用
- ・農業用機械の借り上げ …… 農業者又は農業者等が組織する団体にて借り上げし、使用



※農業用機械の機種や能力の設定根拠となる農地は、再生農地に限る

農業用施設の整備 補助率 1 / 2 以内等

※H23年度と同じ

- ・農業用施設の整備 …… 農業者又は農業者等が組織する団体が農業用施設を整備



【ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等】

※農業用施設の整備は、再生農地に限る

注) 1取組主体あたりの「農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設の整備」に係る支援対象事業費には上限があることに留意。

再生農地での営農に必要な農業用排水施設や農道等の整備も支援します。

基盤整備 補助率 1/2以内等

※H23年度と同じ

小規模基盤整備 定額 2.5万円/10a

←簡素な実績報告

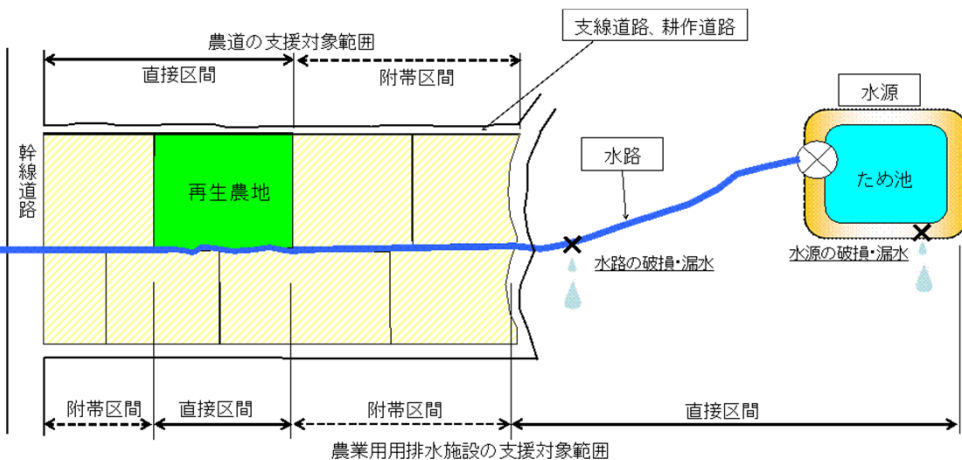


耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して再生農地を再生する場合で、周辺の農業用排水施設、農道の整備が必要な場合の支援対象範囲のイメージ

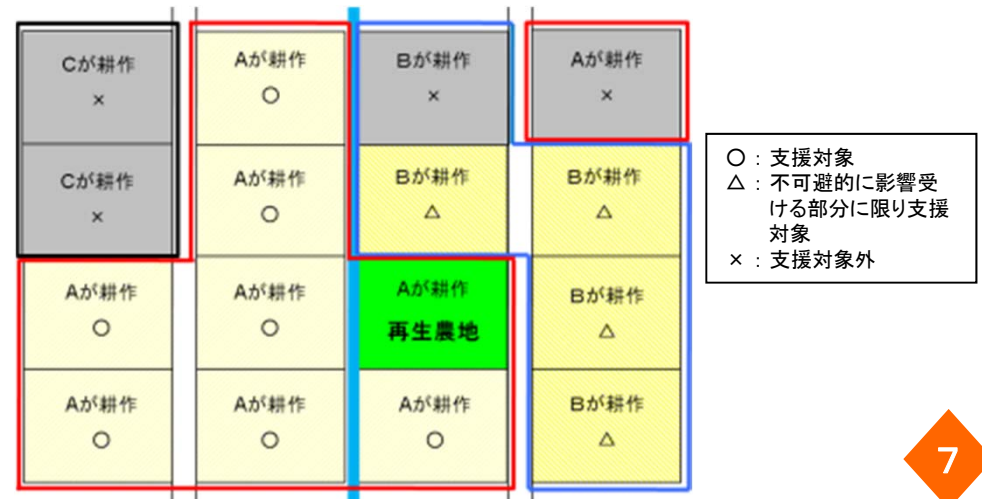
再生農地で実施する暗きょ排水、客土、区画整理、農用地保全に併せて周辺農地も含めて実施する場合の支援対象範囲のイメージ

○下図において、 \longleftrightarrow 又は $\leftarrow\text{----}\rightarrow$ で示した区間が支援対象となる。

- \longleftrightarrow (直接区間) : 再生農地の営農再開に直接的に整備が必要となる用排水施設、農道の整備区間は支援対象
- 用排水施設の $\leftarrow\text{----}\rightarrow$ (附帯区間) : 直接区間の整備に影響を受け、一体的な整備が必要な区間は支援対象
- 農道の $\leftarrow\text{----}\rightarrow$ (附帯区間) : 再生農地の引き受け手が面的に連担して耕作する農地が存在する等、一体的な整備が必要な区間は支援対象



- Aが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手(A)が耕作する農地であって、再生農地と面的に連担している場合は支援対象(引き受け手が耕作する農地であっても面的に連担していない場合は支援対象外)
- Bが耕作する農地 : 引き受け手以外が耕作する農地であっても、隣接農地のうち、再生農地の整備によって、不可避免的に区画形状や排水等に影響を受ける部分に限り支援対象
- Cが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手以外が耕作し、また再生農地に隣接していない場合は支援対象外



農業体験施設（市民農園・教育ファーム）の整備も支援します。

【農業体験施設】
補助率 1 / 2 以内等

※H23年度と同じ



※「農業体験施設」は、農振農用地区域外の農地での整備も支援対象

経営相談や販路開拓に必要な経費も支援します。

【経営展開】
【定額】

※H23年度と同じ

経営相談や販路拡大に必要な経費を支援します。例えば・・・

- ・ 販売先確保のための営業活動に掛かる旅費などの経費
- ・ 税理士や中小企業診断士などから、簿記会計、税務、マーケティングなどのアドバイスを受ける経費

農地利用調整や基金の執行事務等に要する経費は基金から支援します。

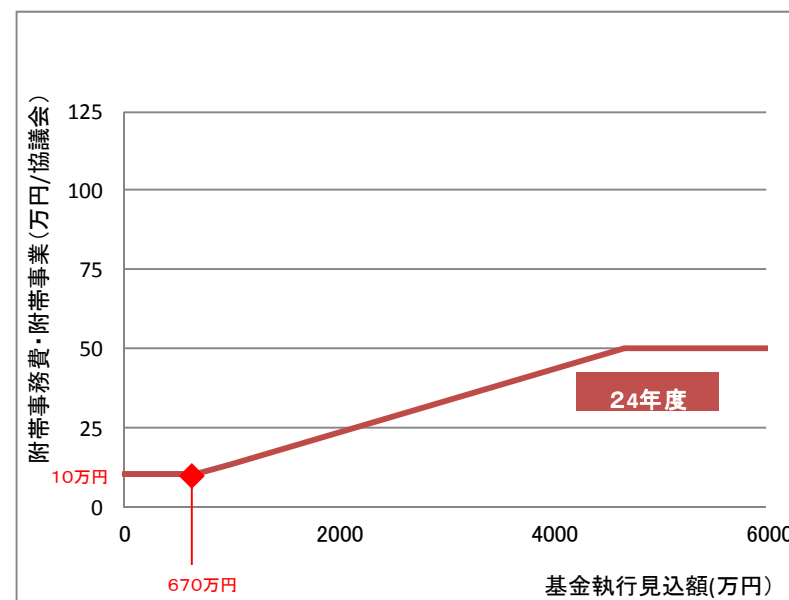
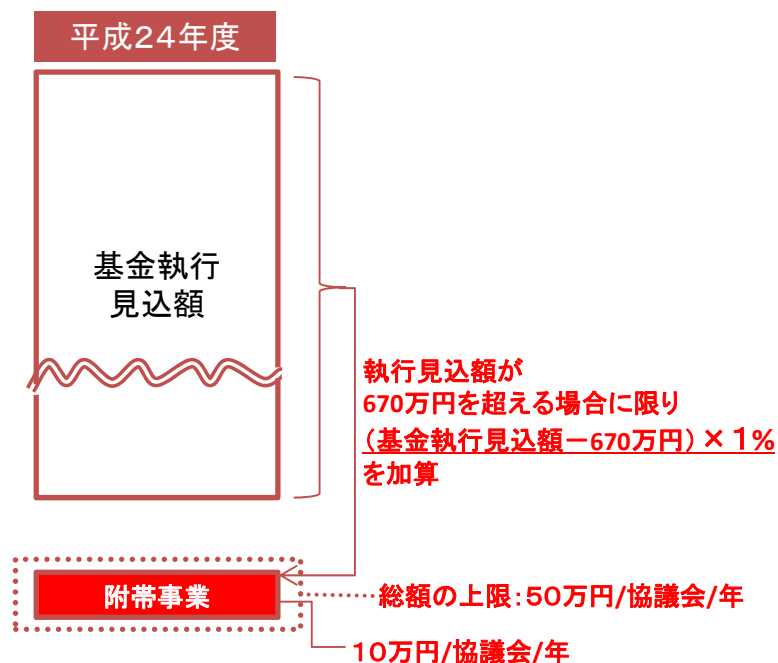
【再生利用活動附帯事業】 【定額】

※H23年度と同じ

- 県協議会が行う事務の例・・・広域で活動する農業法人等と所有者とのマッチング、再生利用実施計画審査、交付金交付事務、実績報告書審査
- 地域協議会が行う事務の例・・・農地利用調整、再生利用実施計画策定・現地確認、交付金交付事務、実績報告書審査・現地確認

■ 1地域協議会あたり10万円を交付(基金執行見込額に応じて加算あり)

結果的に基金執行に至らない場合についても、耕作放棄地再生利用対策の活用に向けた農地利用調整活動を行う場合には、1地域協議会あたり10万円の範囲内で活用可能。(1地域協議会あたり10万円の県協議会と地域協議会の割り振りは地域の実情に応じて任意)



■ 都道府県域を越える農地利用調整を行う場合は150万円以内/協議会/年(各年度に全国で5地区以内)

対策を実施するための条件及び対象農地

前提条件

- 都道府県協議会及び地域協議会が設立されていること
- 地域協議会が活動内容や耕作者の確保の見通し等に係る計画(再生利用実施計画)を定めていること
- 土地所有者に代わり耕作する者が確保され(見込みを含む)、再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること(使用貸借、賃貸借、所有権移転、農作業受委託等)
※H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業も支援対象
- 土地所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度(再生作業)からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を、所有者が負担(地域協議会が徴収)し、再生作業の経費に充当

対象農地

- ① 農振農用地区域内の農地 (市民農園、教育ファームの整備は、農用地区域外も支援対象)
※H23年度より、戦略作物等を栽培する場合は、農用地区域外の農地も支援対象
- ② 本対策又は自助努力等による「再生作業(障害物除去・深耕・整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))」に一定以上の労力と費用を必要とする農地
- ③ 「施設等補完整備」の支援の対象とすることができる農地は、②の農地(工種により②の隣接農地等も対象)

再生作業（障害物除去等及び土づくり）の定額支援の対象

- 再生作業(障害物除去等及び土づくり)の定額支援の対象は、荒廃した耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地、深耕等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)に一定以上の労力と費用を必要とする農地。
- 「一定以上の労力と費用を必要とする」か否かは、荒廃の状況(雑草、雑木等の繁茂状況)や再生に必要な作業内容について整理するチェックリストにより確認し判断。

荒廃の状況はどうか？



草、笹のみが繁茂



草が繁茂し、
木(竹)がまばらに植生



草、木(竹)が繁茂

再生のためにどのような作業が必要か？



集積・運搬が必要



耕起・深耕が必要



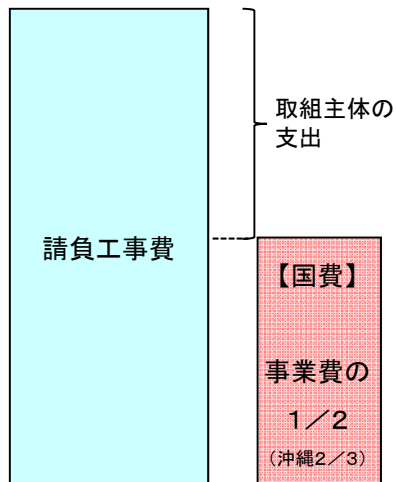
均平作業が必要

再生作業（定率支援）のうち障害物除去等、施設等補完整備の支援額の考え方

- 再生作業（定率支援）のうち障害物除去等、施設等補完整備に係る事業費の1/2以内（沖縄2/3以内）を支援。
- 事業費には、取組主体の労務提供に係る人件費相当額（日当実支払い額を除く）を、事業費の50%（沖縄1/3）までを限度として算入することができる。
- 事業費に占める労務提供に係る人件費相当額（日当実支払い額を除く）が50%（沖縄1/3）を超える場合には、実際に支払った費用（資材費、日当実支払額、機械のリース料等）及び自己所有等機械供用に係る損料相当額の合計額が国の支援額となる。

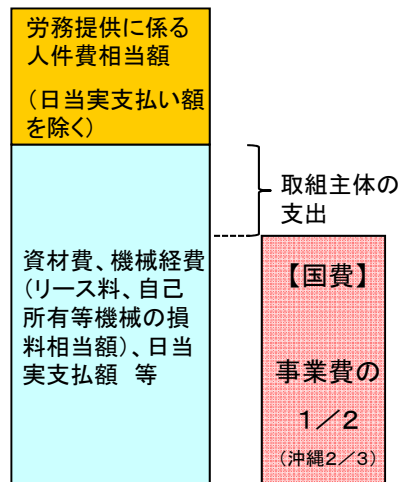
請負施工

施設整備一式を
請負施工



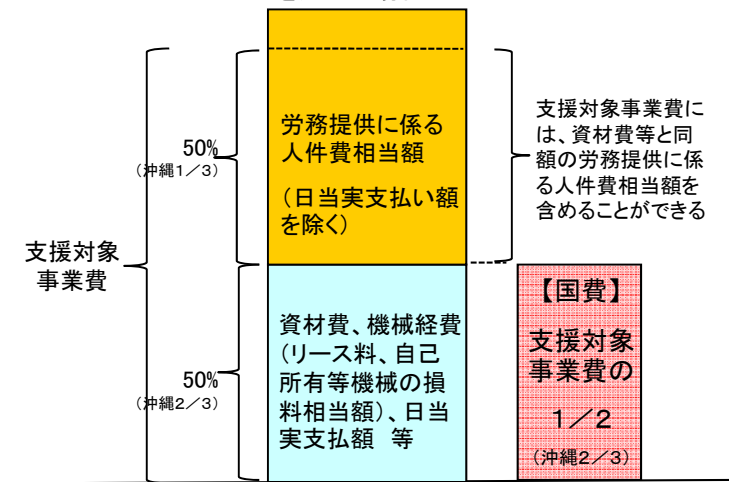
直営施工①

事業費のうち労務提供に係る人
件費相当額が50%（沖縄1/3）
未満の場合



直営施工②

事業費のうち労務提供に係る人
件費相当額が50%（沖縄1/3）
を超える場合



※1. 「労務費」には、労務提供に係る人件費相当額（取組主体の労務を費用換算したもの）を含めて計上することができる。

※2. 「機械経費」には、自己所有等機械供用に係る損料相当額を含めて計上することができる。